

生徒指導に関する規定集

1. 生徒指導規定
2. 身だしなみに関する規定
3. アルバイトに関する規定
4. 交通安全に関する規定

R7. 4. 1

北海道白糠高等学校
指 導 部

生徒指導規定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 学校は集団生活の場であり、生徒一人一人が明るく豊かな学校生活を送るための規律と、教職員が共通実践しなければならない生徒指導に関する基本的事項を定め、学校教育目標の達成を図ることを目的とする。

(主管)

第 2 条 この規程に定める事項の取扱いおよび運用は、指導部が主管する。

第 2 章 校内生活

(登校・下校・外出)

第 3 条

- (1) 登下校の際は本校指定の制服（身だしなみに関する規定参照）を着用すること。
- (2) 登校は 8 時 30 分までとする。ただし、5 分前登校を心がけ、身だしなみを整え、授業の準備を行うなどの時間に充てること。
- (3) 欠席、遅刻、早退は原則として事前に保護者より学校に連絡すること。
- (4) 原則として授業終了までは外出をしないこと。外出の必要があるときは事前に保護者より学校に連絡すること。

(通学)

第 4 条

- (1) 登下校時は、公衆道徳・交通規則を守ること。
- (2) 自転車通学については、別に定める交通安全に関する規定による。

(所持品、携行品)

第 5 条

- (1) 身分証明書を常に携行すること。
- (2) 危険なものは、校内外を問わず所持したり携行したりしてはならない。
- (3) 所持品及び貴重品の安全管理に十分留意すること。
- (4) 携帯電話・スマートフォンは、決められた場所・時間に節度を持って使用すること。

(服装・頭髪)

第 6 条 服装及び頭髪については、別に定める身だしなみに関する規定による。

(校舎使用)

第 7 条 常に環境の美化に努め、公共物を大切にすること。施設や設備の破損や・備品の紛失があった時は、すみやかに申し出ること。

第 8 条 休日などに校舎を使用する場合は、事前に関係の先生に申し出ること。その際、登下校時の服装は、制服、学校指定ジャージ、部活動ジャージとする。

第3章 校外生活

(禁止行為)

第9条 法律、条例に違反した行為（飲酒、喫煙及び賭博等）は厳禁とする。

(外出・外泊)

第10条

(1) 帰宅時間は午後9時までとする。ただし、祭り・お盆・年末年始の特別な場合の帰宅時間は午後10時までとする。

(2) 外泊は行き先を明確にし、保護者等の許可を得ること。

(3) 行為の有無に限らず、次の場所への出入りは禁止とする。

ア パチンコ店

イ 酒類を主として提供する飲食店

ウ 北海道青少年健全育成条例で禁止している場所

(アルバイト)

第11条 アルバイトについては、別に定めるアルバイトに関する規定による。

(対外行事への参加)

第12条 部活動における対外行事への参加については、別に定める対外行事参加規程による。

附則

令和6年4月1日 施行

身だしなみに関する規定

(目的)

第1条 規律ある学校生活を送るために、本校生徒が共通理解し実践する身だしなみのあり方について定めるものとする。

(服装)

第2条 制服は、別記1白糠高校制服規程書によるものとし、その着こなしについては別記2のとおりとする。

(頭髪)

第3条

- (1) 清潔感があり、学業に支障をきたさない髪型とする。
- (2) 次にあげる事項は禁止とする。ただし、医療目的等、特別な事情のある場合は、別途審議する。

ア パーマ、染髪、脱色など地毛の加工

イ エクステ・ウィッグ等の装着

ウ ドライヤー、アイロン、コテ等での加工や部分的な刈り上げ

(その他)

第4条

- (1) 上靴は学校指定のものとする。
- (2) 登下校に用いる外靴は、通学に適した華美でないものとする。
- (3) 指輪、ピアス等の装飾品の着用、マニキュアの使用及び化粧は認めない。
- (4) その他、本校生徒としての品位を保つよう心がけること。

附則 この規程は平成4年4月1日より施行する。

平成 9 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

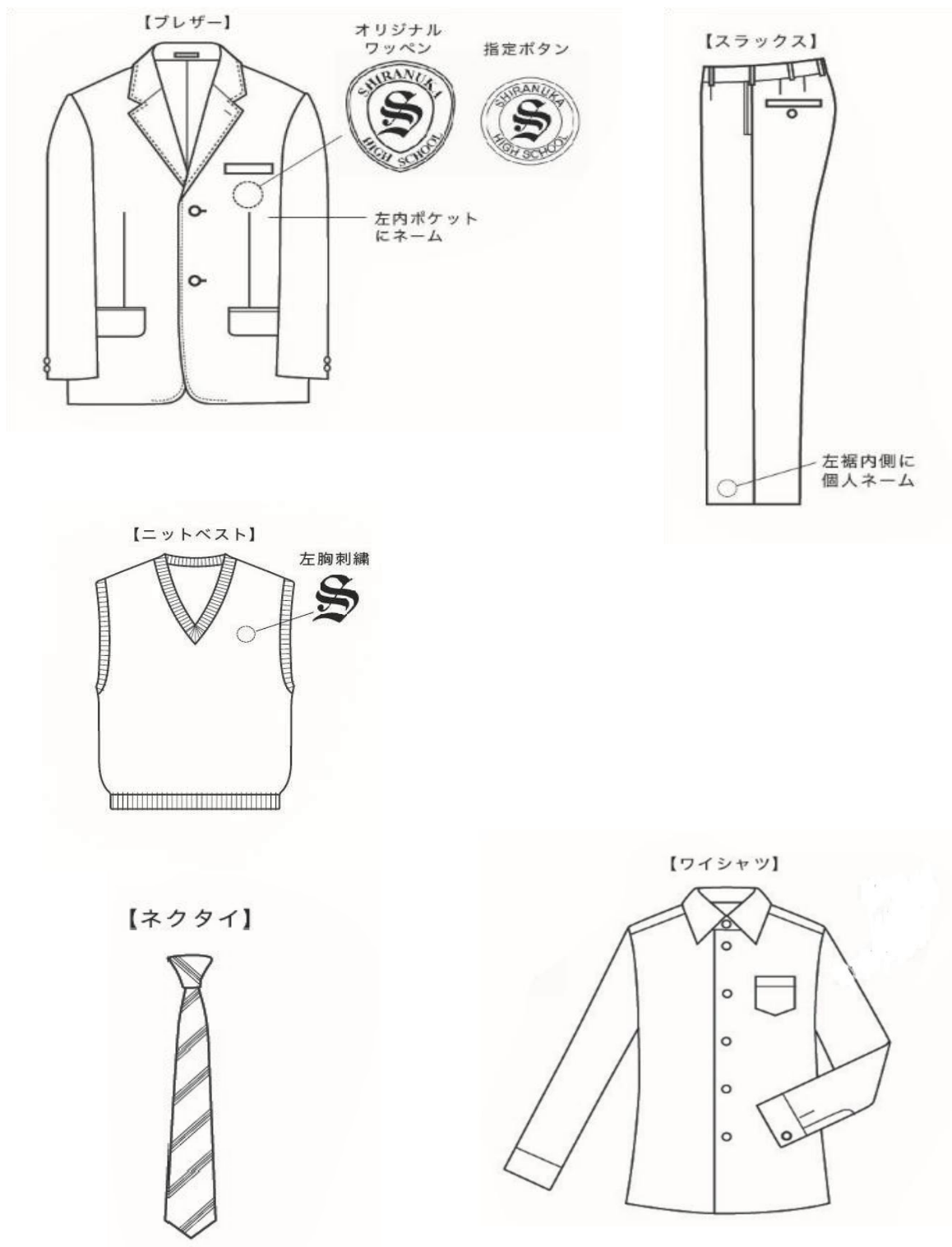
平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

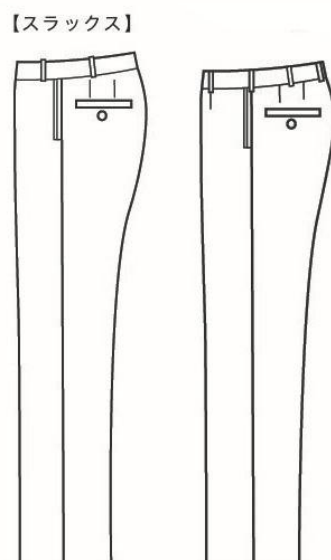
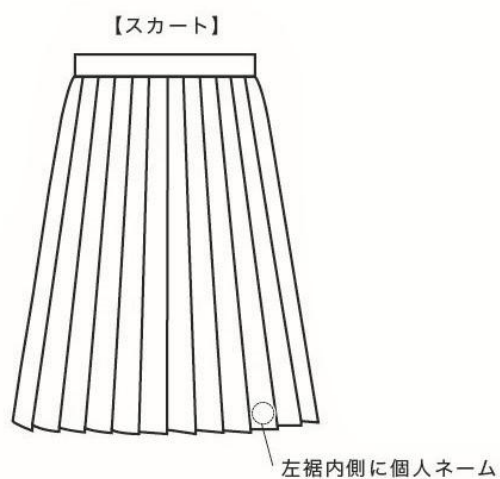
令和 6 年 6 月 20 日改正

別記1 白糠高校制服規程書

第1条 男子制服



第2条 女子制服



【リボン】



【ハイソックス】



別記2 制服の着こなしについて

年間を通して制服を着用する。ただし次のとおり、季節に応じた着用とする。

(1) 正装（4月～10月末）について→〈図1〉

学校が定める行事（入学式・卒業式、始業式や終業式、周年式典等）は正装とする。

男子〔ブレザー、スラックス、白Yシャツ、ネクタイ、ベルト、指定ニットベスト（任意）〕

女子〔ブレザー、スカートまたはスラックス、指定ニットベスト（任意）、白Yシャツ、リボンタイ、紺ハイソックス〕※スカート丈は膝頭の位置を標準とする。

※ネクタイ・リボンタイの色は学年ごとに青色／緑色／赤茶色のいずれかで統一する。

(2) 夏期制服（6月上旬～9月末）について→〈図2〉

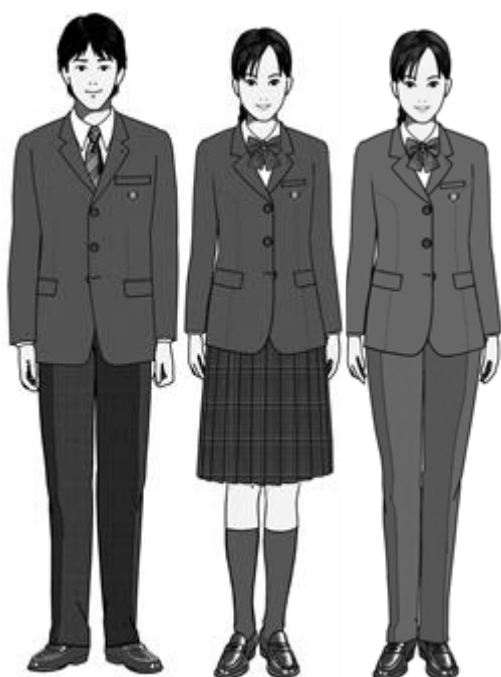
男女ともに正装を基本（スラックスも含む）とするが、ブレザーの着用は任意とする。

白Yシャツのみの着用又は白ポロシャツの着用を認める。その際、ネクタイ・リボンタイは着用しなくてもよい。

(3) 冬期制服（11月上旬～3月末）について→〈図3〉

男子は正装、女子はスラックス（無地）を着用する。

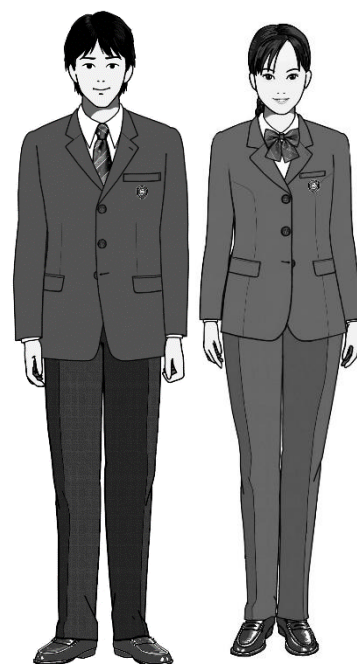
<図1> 正装



<図2> 夏期制服



<図3> 冬期制服



アルバイトに関する規定

(目的)

第1条 高校生は学業に専念すべきであるが、事情によりアルバイトをする場合は、学校生活に支障がないかぎり次の条件のもと、届け出を提出し、許可を得たものに限りアルバイトの実施を認める。

(届出)

第2条 アルバイトを希望する生徒は、必ず所定の用紙で届けること。

(アルバイトの就業時間)

第3条 やむを得ず平常時にアルバイトをする場合は放課後とし、平常時・土日祝日に関わらず午後9時までには帰宅できる時間の範囲で行うものとする。

(禁止事項)

第4条 考査7日前から考査実施期間中にかけてのアルバイトは禁止する。

第5条 次のアルバイトは認めない。

- 1 労働基準法等、年少者労働基準規則等の法に違反するもの。
- 2 危険を伴うもの、風俗営業に関するもの。
- 3 18歳未満出入り禁止の場所。
- 4 車等を運転する職種。
- 5 学業・学校行事等を欠席しなければならないもの。
- 6 宿泊を伴う職種。
- 7 その他、高校生のアルバイトとして適当でないと判断されたもの。

(許可の取り消し)

第6条 成績不振および遅刻・早退・欠席が著しく増加し学業に支障が出る場合、許可を取り消す場合もある。

(特別指導事項)

第7条 無許可または無届けでの就業は、特別指導の対象とする。

第8条 特別指導の期間中はアルバイトを認めない。

(届出の更新)

第9条 アルバイトを、年度を越えて継続する場合は原則、再度「アルバイト許可願」を提出しなければならない。

(アルバイトの終了)

第10条 アルバイトを終了した場合は、すみやかに「アルバイト終了届」を提出すること。

(アルバイト中の事故)

第11条 アルバイト中の事故の責任は学校として負わない。一切は保護者と雇用主との間で解決すること。

附則 この規程は平成4年4月1日より施行する。

平成11年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和 6年4月1日改正

交通安全に関する規定

(目的)

第1条 自他の生命を尊重し、交通安全・交通道德に対する意識の高揚を図り、日常的に実践することを目的としてこの規程を定める。

(自転車通学の届出)

第2条 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を提出しなければならない。

2 使用する自転車は、防犯登録がされており、車体が整備されていること。

3 自転車保険に加入していること。

(自転車通学者の遵守事項)

第3条 自転車通学を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 道路交通法等に従い、ルールとマナーを遵守すること。

(2) 使用自転車にステッカーを貼付すること。

(3) 登校時は、施錠の上、自転車置場に整頓して停めること。

(4) 車体の整備・点検を心掛けること。

(5) 冬期間、自転車での通学は禁止する。具体的な期間等は、凍結・積雪 状況等により、別途指示をする。

(6) 道路交通法の改正により令和5年4月1日からヘルメット着用努力義務化された。自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメット着用を心がける。

(普通自動車免許の取得)

第4条 第3学年においては卒業後の進路等を考慮し、次の各号を満たしている場合に限り、普通自動車運転免許の取得を許可する。

(1) 前期期末考査終了時点において、各教科の出席時数が8割以上及び各教科の仮評定が「2」以上であること。

(2) 「自動車学校保護者説明会」に保護者等が出席し内容等を理解の上、普通自動車運転免許取得願」と「誓約書」が提出されていること。

(3) 前号の条件を満たさなくなった場合、通学停止とすることがある。

(自動車学校への入校)

第5条 自動車学校への入校は、必要な書類が提出された後、原則として10月1日以降かつ進路決定後とし、自動車学校への通学は放課後とする（休業日、祝祭日、長期休業、家庭学習期間を除く）。

(自動車学校入校者の遵守事項)

第6条 自動車学校入校を認められた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 学業及び学校生活を優先させること。

- (2) 自動車学校に通うための欠席・遅刻・早退をしないこと。
- (3) 定期考査 1 週間前から考査期間中は、自動車学校への通学は認めない。(最終日から再開を認める)
- (4) 運転免許取得後は、すみやかに学校に報告し、免許証は卒業まで保護者に預ける。
(自動二輪及び原動機付き自転車)

第 7 条 自動二輪・原動機付自転車については、免許の取得、運転、通学のいずれについても許可しない。

(登下校の車両利用)

第 8 条 登下校で車を利用する場合は、保護者等の運転する車または営業車以外の車両に乗らないこと。

(交通違反、交通事故の届出)

第 8 条 交通違反、交通事故を起こした場合は直ちに学校へ届けること。

附則 この規程は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

平成 11 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正